

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社こうげ	代表者氏名	高下 学
主たる営業所の所在地	倉敷市西阿知町396-4		
許可番号	岡山県知事 特-29 第7837号	許可を受けている建設業の種類	土、と、石、管、鋼、舗、しゅ、塗、水、解

2 処分に関する事項

処分年月日	平成29年12月26日	処分を行った者	岡山県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項（同条第1項第2号及び第3号該当）		
処分の内容			
建設業法第28条第3項の規定による営業の停止			
1 停止を命ずる営業の範囲			
管工事業に係る営業のうち、公共工事に係るもの			
（注1）「管工事業に係る営業」とは、注文者から管工事を請け負う営業をいう。			
（注2）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。			
2 期間			
平成30年1月9日から平成30年5月8日までの120日間			
処分の原因となった事実	公契約関係競売入札妨害罪		
株式会社こうげの元取締役が、倉敷市倉敷西公民館の空調機修繕工事をめぐり一般競争入札に関し、同市が設定した予定価格について同市職員から教示を受け、その情報を基に最低制限価格を算出し、当該価格等を考慮して定めた入札金額により、同工事を同社に落札させたとして、岡山地方裁判所から刑法の公契約関係競売入札妨害の罪により、懲役1年6月、執行猶予3年の判決を受け、平成29年12月1日にその刑が確定した。			
このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。			
その他参考となる事項			